

羽生市設計委託最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施する設計委託（総合評価方式による入札は除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適正な履行の確保に支障がないと認めたときは、最低制限価格制度の対象としない。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる業種区分ごとの項の合計額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）に、消費税率及び地方消費税率を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、算出した額が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の定めるところにより算出した額を最低制限価格とする。

(1) 予定価格（羽生市契約規則（令和6年規則第4号）第23条第3項及び第4項の規定により決定された価格をいう。以下同じ。）に10分の9を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額

(2) 予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額

(3) 市長が特に必要と認めた場合 入札書比較価格に10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める値を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。ただし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には1,000円未満の端数を切り上げる。）に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額

(最低制限価格の記載)

第4条 市長は、対象の入札に係る最低制限価格を設定したときは、当該価格を羽生市契約規則第23条第1項の規定により作成する予定価格書に記載し、又は同条2項の電子入札に係るシステムに登録するものとする。

(入札参加者への告知)

第5条 入札の執行に当たっては、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札参加者に告知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

2 最低の価格をもって入札した者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

別表(第 3 条関係)

| 業種区分 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---------------------------|---------|----------------------------------|--|----------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分 5 を乗 じて得た額 | — |
| 建築関係の建 設コンサルタ ント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の 額に 10 分の 6 を 乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額 |
| ※土木関係の 建設コンサル タント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額 | 一般管理費等の 額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額 | 解析等調査業務 経費の額に 10 分 の 8 を乗じて得 た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗 じて得た額 |

| | | | | |
|------------------------|---------|--------|----------------------------------|----------------------------------|
| ※補償関係 コンサルタント 業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額 | 一般管理費等の 額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額 | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額 |

※「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。